低炭素建築物の新築等計画に係る技術的審査料金規程

1. 一般財団法人日本建築総合試験所(以下「法人」という。)が行う低炭素建築物の新築等計画に係る技術的審査料金の額は、下記表に掲げる額とする。

(消費税等10%を含む)

				,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	т т о о о о о о
		(\v\)	(ろ)	(は)	(に)
		(ろ)~(に)以外	法人で同時	法人で同時期	法人で同時期
用途	審査対象		期に確認申	に設計住宅性	に確認申請及
/11/22	田丑八秋		請を行う場	能評価を行う	び設計住宅性
			合	場合	能評価を行う
					場合
盐					
同住	建築物全体のみ	330,000 円	(い)料金	(い)料金	(い)料金
共同住宅等	是来仍主件。	+2,200 円×全住戸数	×0.8	×0.6	×0.5
44					
 					
共同住宅を含む	油炒い 人仕のフ	330,000円	(い)料金	330,000円	330,000円
を建	建築物全体のみ	+2,200 円×全住戸数…(a) +22 円×非住宅部分延べ面積*…(b)	×0.8	$+ (a) \times 0.6$ $+ (b) \times 0.8$	$+ (a) \times 0.5$ $+ (b) \times 0.7$
含物物		十22 日本护住七部万延、国慎····(0)		T(D) \ 0. 8	+ (b) × 0. 1
-1. "					
建築生物	建築物全体	330,000 円	(い)の料金		
物宅		+22 円×延べ面積**	×0.8		
複					
非住宅部分	II. O states O	330,000 円	(い)の料金		
1 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年	非住宅部分	+22 円×延べ面積**	×0.8		
分の					
複					
住宅部分	A·少···································	330,000 円	(い)料金	(い)料金	(い)料金
住宅部分	住宅部分	+2,200 円×全住戸数	×0.8	×0.6	×0.5
7 6					

※ 延べ面積…単位: m²、100 m²未満切り捨て。

2. 住宅の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の適合証を法人から受けている場合の料金は、上記表各料金の2分の1の額とする。

(附則)

- この規程は、2013年2月1日より施行する。
- この規程は、2014年 4月 1日より施行する。
- この規程は、2019年10月 1日より施行する。
- この規程は、2021年 4月 1日より施行する。
- この規程は、2022年10月 1日より施行する。